平成２２年（フ）第３２８号
兵庫県姫路市新在家本町４丁目６番１号
ジュネス新在家201
債務者　清瀬　敬祐
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７７１号
兵庫県高砂市神爪３丁目２番８―301号
債務者　藤波　和也
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８７４号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗1489番地75
債務者　長木まさみ
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９０８号
兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目12番10号　メビウス203号
債務者　後藤　好恵
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９３９号
兵庫県姫路市書写1019番地369
債務者　野中　政子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９５０号
兵庫県たつの市龍野町富永903番地１
債務者　東　　直稔
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９５５号
兵庫県加古川市東神吉町升田707番地の５
債務者　カットハウス　フジモトこと　藤本　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９９１号
兵庫県姫路市書写1070番地１　市営書写東住宅４棟4204号
債務者　藪川、藪川こと　蓼沼　真依
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８１８号
広島市安佐南区山本５丁目71番11号
債務者　箕笹　弘美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２６号
広島市安佐南区八木２丁目15番２号、従前の住所広島市西区草津新町２丁目22番３―701号
債務者　兼澤　秀隆
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８６号
香川県坂出市西大浜南３丁目７番３号
債務者　森　　一夫
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１２５号
愛媛県宇和島市保田甲1399番地
債務者　堀江　和世
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１２９号
愛媛県西予市宇和町稲生335番地２　メゾン・ド・マーク203号
債務者　中島　宏文
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１３７号
福岡県直方市新町１丁目５番24号
債務者　松田　佳子（旧姓吉冨）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１３８号
福岡県直方市大字頓野1317番地１
債務者　二村　邦子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１２５号
福岡県柳川市西浜武1466番地18
債務者　野口　雅史
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１２５７号
北九州市八幡西区陣原４丁目18番３―303号
債務者　齋藤　裕美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２９２号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台５丁目２番６号サンガーデン海老津Ａ―202
債務者　吉永　亜紀
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部